

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 交際費と間違いやすい費用の判断のポイント

3月号でご紹介した「交際費等の損金不算入制度の改正」については、平成26年度税制改正法案が3月20日に成立し、改正事項は同号に掲載された内容のとおりとなりました。その本文中にもあったように、平成26年4月1日以降は交際費の内訳に注意が必要となりますが、それが交際費になるのか福利厚生費・広告宣伝費や寄付金(以下、福利厚生費等)といった科目になるのか判断に迷う支出も少なくありません。今回は交際費と間違いやすい費用について、判断のポイントをご紹介します。

### 1. 交際費と間違いやすい費用

#### (1) 交際費の定義

交際費等とは税法上「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの(一定のものを除く)」と規定されています。

なお、一般的には取引先である社外の者を接待した場合には交際費に該当すると認識されていますが、税法上では「その他事業に関係のある者等」とあるように、自社の役員や従業員も接待の相手先となる場合があります。

#### (2) 福利厚生費等との関係

交際費等に該当するかどうか判断が難しいものとして、福利厚生費・広告宣伝費・寄付金が挙げられます。これらの費用の間には、「社会一般的に高額でない金銭や物品を第三者に無償で提供する」という共通点があります。それらについて、何を基準に使用する勘定科目を判断すれば良いかというポイントを表にまとめました。

勘定科目	支出の相手	支出の目的	ポイント
交 際 費	事 業 関 係 者	取引関係の円滑化など	接待、供応、慰安、贈答をするための支出であること
福 利 厚 生 費	役 員 ・ 従 業 員	福 利 厚 生	一部の者を対象とせず、全員に平等に支出されること
広 告 宣 伝 費	不 特 定 多 数 の 者 取 引 先	広 告 宣 伝	取引先全般や一般の消費者を対象としていること
寄 付 金	-	祭 礼 ・ 義 援 ・ 抛 出 等	見返りを期待しない金銭や物品の贈与であること

### 2. 具体例

#### ① 紹介等の謝礼金

情報提供を受けた個人に謝礼金等の名目で金品を渡す場合に、その個人と予め契約を交わしているケースを除き、その個人に心付けを渡したものと判断され交際費となります。

#### ② 役員だけの慰安旅行

役員のみで取引先と慰安旅行をした場合、従業員が対象となっていないので福利厚生費ではなく交際費と判断されます。なお、取引先を招待せず役員だけで旅行した場合は、役員に対する給与となります。

#### ③ 接待場所へのタクシー代

接待場所までの移動に係る費用は、接待に付随する費用と判断されます。また、運転代行業者の利用料金も同様に判断されます。ただし、他社が主催する接待場所までのタクシー代等で自社が支出するものは交際費となりません。

#### ④ 社名入りの少額物品

社名をプリントしたカレンダーや文房具などを取引先に無償で配布する費用は交際費ではなく広告宣伝費に該当します。